

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示第1号

北海道日本海沖合海域において、総トン数20トン未満の動力漁船（船外機を使用するものを除く。）により営むまぐろ釣り漁業及びまぐろはえなわ漁業（以下「まぐろ釣り漁業」という。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年2月13日

日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会

会長 須永忠幸



1 操業の制限

次に掲げる海域及び期間においては、日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ、まぐろ釣り漁業の操業をしてはならない。

(1) 制限海域

ア 宗谷海域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基点第1号 稚内市宗谷岬灯台中心点

基点第2号 天塩郡豊富町と同郡幌延町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から0度の線と北緯45度40.1分の線との交点

点2 北緯45度40.1分の線と東経140度39.8分の線との交点

点3 北緯45度0.1分の線と東経140度39.8分の線との交点

点4 北緯45度0.1分の線と東経140度49.8分の線との交点

点5 基点第2号から261度30分の線と東経140度49.8分の線との交点

イ 留萌海域

次の基点第2号、点5、点6、点7、点8及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

基点第2号 天塩郡豊富町と同郡幌延町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第3号 増毛郡増毛町と石狩市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点5 基点第2号から261度30分の線と東経140度49.8分の線との交点

- 点6 北緯44度18.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
点7 北緯44度18.1分の線と東経140度39.8分の線との交点
点8 基点第3号から297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点

ウ 石狩後志海域

次の基点第3号、点8、点9及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- 基点第3号 増毛郡増毛町と石狩市の境界線と最大高潮時海岸線との交点

- 基点第4号 島牧郡島牧村と久遠郡せたな町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

- 点8 基点第3号から297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点

- 点9 基点第4号から297度30分の線と東経138度59.8分の線との交点

エ 渡島檜山海域

次の基点第4号、点9、点10、点11、点12、点13、点14及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- 基点第4号 島牧郡島牧村と久遠郡せたな町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

- 基点第5号 松前郡松前町白神岬灯台中心点

- 基点第6号 青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛崎灯台中心点

- 基点第7号 松前郡松前町松前小島灯台中心点

- 点9 基点第4号から297度30分の線と東経138度59.8分の線との交点

- 点10 点11から270度の線と東経138度59.8分の線との交点

- 点11 基点第7号から150度30分、14,000メートルの点

- 点12 基点第7号から131度、17,000メートルの点

- 点13 基点第5号から180度、10,000メートルの点

- 点14 基点第5号と基点第6号を結んだ線の中心点

オ 武藏堆海域

次の点4、点6、点15、点16及び点4を順次に結んだ線に囲まれた海域

- 点4 北緯45度0.1分の線と東経140度49.8分の線との交点

- 点6 北緯44度18.1分の線と東経140度49.8分の線との交点

- 点15 北緯44度18.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

- 点16 北緯45度0.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

カ 特定海域

次の点7、点8、点9、点15及び点7を順次に結んだ線に囲まれた海域

基点第3号 増毛郡増毛町と石狩市の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第4号 島牧郡島牧村と久遠郡せたな町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
点7 北緯44度18.1分の線と東経140度39.8分の線との交点
点8 基点第3号から297度10分の線と東経140度39.8分の線との交点
点9 基点第4号から297度30分の線と東経138度59.8分の線との交点
点15 北緯44度18.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

(2) 制限期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 操業期間

- (1) 渡島檜山海域 5月1日から翌年1月31日まで
(2) その他の海域 7月1日から 12月31日まで

3 操業の承認対象者

操業の承認対象者は、次のとおりとする。

- (1) 前年度において、この漁業の承認を受けてまぐろ釣り漁業を誠実に操業した者
(2) その他委員会が特に事情やむを得ないと認めた者

4 承認をしない場合

次の事項に該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 使用漁船が道内に住所を有する者の申請の場合は、その住所地の総合振興局又は振興局の所管区域（二海郡八雲町熊石地区は檜山振興局に、天塩郡幌延町は留萌振興局の所管区域にあるものとみなす。以下同じ。）以外に、道外に住所を有する者の申請の場合は、その住所地の都府県以外に、根拠地を有する漁船の場合。ただし、自己の所有する漁船の場合はこの限りではない。
(2) 共同経営で申請する者で、道内に住所を有する者は、その住所地の総合振興局又は振興局の所管区域以外に、道外に住所を有する者は、その住所地の都府県以外に、住所を有する者との共同経営をする場合。ただし、漁業協同組合と同じくする者との共同経営はこの限りではない。
(3) 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
(4) その他委員会が不適当と認めた場合

5 承認隻数の制限

武蔵堆海域における承認隻数は100隻以内とする。

6 漁具の制限

はえなわの針数は1隻につき500本以内とする。

7 承認対象海域

前年度において、委員会の承認を受けた操業海域の範囲内とする。ただし、委員会が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

8 陸揚港

(1) 道内船の陸揚港は、次のとおりとする。

ア 申請者の住所を有する市町村に面する海域で操業する者にあっては、その海域に面する3港以内とする。ただし、二海郡八雲町にあっては熊石地区に住所を有する者に限る。

イ 前記以外の海域で操業する場合にあっては、海域ごとにその海域（武蔵堆海域及び特定海域にあっては、その隣接する海域）に面する1港とする。ただし、渡島総合振興局管内の市町村に住所を有する者で、前記以外の者が渡島檜山海域で操業する場合は、当該海域に面さない渡島総合振興局管内の市町村内に別に1港を認めるものとする。

(2) 道外船の陸揚港は、承認を受けようとする海域ごとにその海域（武蔵堆海域及び特定海域にあっては、その隣接する海域）に面する2港以内とする。

(3) 前各号の他、委員会が事情やむを得ないと認めた場合は別に認めるものとする。

9 漁獲物の陸揚げ制限

漁獲物は、天災、その他やむを得ない事情がある場合又は委員会が認めた場合を除き、陸揚港以外に陸揚げし又は他の船舶に転載してはならない。

10 漁具標識の設置義務

はえなわ漁業の操業承認を受けた者は、漁具に標識（ボンデン）を付するとともに、当該承認船名及び所属漁業協同組合名を明瞭に表示しなければならない。

また、夜間については事故防止のため当該漁具標識に灯火を付けなければならぬ。

11 承認証の携帯義務

操業の承認を受けた者は、当該承認に係るまぐろ釣り漁業を操業するときは、委員会から交付を受けた承認証を自ら携帯し又は操業責任者に携帯させなければならない。

12 標識板等の掲示

操業の承認を受けた者は、標識板等を操業期間中、当該漁船の見やすい箇所に掲示しなければならない。

13 操業協定

- (1) 武藏堆海域において操業しようとする者は、操業秩序の維持を図るため、操業開始前に、まぐろ釣り漁業を営む者と他種漁業を営む者の間で操業協定を締結しなければならない。
- (2) その他の海域においては、まぐろ釣り漁業を操業しようとする者は、操業秩序の維持を図るため必要と認めるときは、操業協定を締結しなければならない。
- (3) 前各号により、操業協定を締結したときは、これを遵守しなければならない。

14 船団編成

まぐろ釣り漁業の操業承認を受けた者は、承認海域ごとに船団責任者を定め、船団を編成しなければならない。

15 漁獲成績報告書の提出

まぐろ釣り漁業の承認を受けた者は、当該漁業終了後遅滞なく別に示す「様式」により漁獲成績報告書2部を委員会に提出しなければならない。

16 指摘事項の遵守

前各項に定めるもののほか、委員会が漁業調整上まぐろ釣り漁業の操業に関し必要な事項を指摘したときは、これに従わなければならない。

17 取扱要領等

この指示に定めるもののほか、承認事務に係る取扱いについては、日本海まぐろ漁業事務取扱要領及び日本海まぐろ漁業事務取扱方針の定めるところによる。

附 則

この指示は、令和6年2月16日から施行する。

別図1
日本海海域におけるまぐろ釣り漁業委員会指示海域図

